

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 19 日

神戸市教育委員会

委員長 久 寶 一 郎

神戸市教育委員会規則第 7 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「第42条」を「第34条」に改める。

別表第 1 中

「

御影（鴨子ヶ原2（1番を除く。）・3（32番を除く。）を加える。）	御影	御影塚町1～4，御影本町1～8，御影石町1～3，御影中町1・3・5・7，御影浜町
	御影北	御影町，御影石町4，御影中町2・4・6・8，御影山手1～6，鴨子ヶ原1・3（32番）・住吉山手4（12番50号・13番1～12号・17番）

を

「

御影（鴨子ヶ原2（1番を除く。）・3（32番を除く。）を加える。）	御影	御影塚町1～4，御影本町1～8，御影石町1～3，御影中町1・3・5・7，御影浜町
	御影北	御影，御影郡家，御影石町4，御影中町2・4・6・8，御影山手1～6，鴨子ヶ原1・3（32番）・住吉山手4（12番50号・13番1～12号・17番）

に，

夢野(東山町1～4, 荒田町1(22番101号) [長田区] 房王寺町6・7, 長田天神町3, 滝谷町1～3を除く。)	菊水	菊水町1～5, 大同町4・5, 湊川町1～4, 氷室町1, 熊野町1・2, 北山町, 夢野町1・2
	鶴越	菊水町6～9・10(山麓線以北を除く。), 熊野町3～5, 夢野町3・4, 氷室町2, 鶴越町(山麓線以北の市道菊水鶴越線以西を除く。), 小山町, 鶴越筋, 清水町
	夢野	菊水町10(山麓線以北), 鶴越町(山麓線以北の市道菊水鶴越線以西), 滝山町 [長田区] 房王寺町6・7, 長田天神町3, 滝谷町1～3
	東山	東山町1～4, 荒田町1(22番101号), 湊川町5～10
湊川(東山町1～4, 荒田町1(22番101号)を加える。)	会下山	松本通1～8, 荒田町1(20～21・22番(101号を除く。)), 上沢通1～8, 会下山町1～3, 大井通1～3, 新開地1(4番(西部)), 下沢通2～8, 中道通2～8

を

夢野	夢野の丘	北山町, 菊水町, 熊野町, 大同町4・5, 氷室町, 湊川町, 夢野町, 小山町, 鶴越筋, 清水町, 鶴越町, 滝山町, 東山町 [長田区] 房王寺町6・7, 長田天神町3, 滝谷町
湊川	会下山	松本通1～8, 荒田町1(20～22番), 上沢通1～8, 会下山町1～3, 大井通1～3, 新開地1(4番(西部)), 下沢通2～8, 中道通2～8

に,

雲雀丘(滝谷町1～3を加える。)	雲雀丘	鶯町1～4, 大日丘町1～3, 萩乃町2・3, 一里山町(1・2・10番(北部)), 雲雀ヶ丘1～3, 檜川町2(4番1～15・16号(北部))・3, 源平町(18・19番を除く。) [兵庫区] 里山町
------------------	-----	--

	丸山	源平町(18・19番), 檜川町1・2(4番1~15・16号(北部)を除く。), 長田天神町7, 高東町1~3, 長者町, 丸山町1~4, 西丸山町1~3, 花山町1~2, 鹿松町1~3, 東丸山町, 萩乃町1, 一里山町(1・2・10番(北部)を除く。), 堀切町(19番1~4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5~17号・8・9番) [須磨区] 妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)	を
丸山(大丸町1, 片山町3・4, 寺池町3, 房王寺町6・7, 長田天神町3を加える。)	名倉	長田天神町1・2・4~6, 名倉町1~5, 片山町5, 大丸町2・3, 房王寺町3~5, 明泉寺町1・2・3(7番5~17号・8・9番を除く。), 堀切町(19番1~4号・20番)	
	室内	四番町1~4, 五番町1~6, 六番町1~6, 七番町, 房王寺町1・2, 重池町1・2, 前原町1・2	

雲雀丘	雲雀丘	鶯町1~4, 大日丘町1~3, 萩乃町2・3, 一里山町(1・2・10番(北部)), 雲雀ヶ丘1~3, 檜川町2(4番1~15・16号(北部))・3, 源平町(18・19番を除く。) [兵庫区] 里山町	
	丸山	源平町(18・19番), 檜川町1・2(4番1~15・16号(北部)を除く。), 長田天神町7, 高東町1~3, 長者町, 丸山町1~4, 西丸山町1~3, 花山町1~2, 鹿松町1~3, 東丸山町, 萩乃町1, 一里山町(1・2・10番(北部)を除く。), 堀切町(19番1~4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5~17号・8・9番) [須磨区] 妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)	に,

丸山(大丸町1, 片山町3・4, 寺池町3を加える。)	名倉	長田天神町1・2・4～6, 名倉町1～5, 片山町5, 大丸町2・3, 房王寺町3～5, 明泉寺町1・2・3(7番5～17号・8・9番を除く。), 堀切町(19番1～4号・20番)
	室内	四番町1～4, 五番町1～6, 六番町1～6, 七番町, 房王寺町1・2, 重池町1・2, 前原町1・2

多聞東(学が丘1を加える。)	多聞東	学が丘2～5
	小東山	学が丘6・7, 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小東山, 小東山本町, 小東台

を

多聞東(学が丘1を加える。)	多聞東	学が丘2～5
	小東山	学が丘6・7, 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小東山, 小東山本町, 小東台, 小東山手

に,

桜が丘	木津	秋葉台1～3, 桜が丘東町4～6, 桜が丘中町6, 桜が丘西町6, 押部谷町(木見, 木津, 木幡), 見津が丘1～4
	桜が丘	桜が丘東町1～3, 桜が丘中町1～5, 桜が丘西町1～5

を

桜が丘	木津	秋葉台1～3, 桜が丘東町4～6, 桜が丘中町6, 桜が丘西町6, 押部谷町(木見, 木津, 木幡), 見津が丘
	桜が丘	桜が丘東町1～3, 桜が丘中町1～5, 桜が丘西町1～5

に,

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、夢野中学校、夢野の丘小学校、湊川中学校、会下山小学校、雲雀丘中学校及び丸山中学校にかかる規定については、平成21年4月1日から施行する。